

11月30日（第1号）

# 令和4年豊能町議会11月会議会議録目次

令和4年11月30日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	3
町長あいさつ	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3

（議案提案理由説明・質疑・討論・採決）

第47号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の 件	3
第48号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第7回） の件	4
町長あいさつ	10
散会の宣告	10

## 令和4年豊能町議会11月会議会議録（第1号）

年 月 日 令和4年11月30日（水）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 12名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	小森 進
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	入江 太志		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和4年11月30日（水）午前11時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第47号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の  
件

日程第 3 第48号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第7回）  
の件

開会 午前11時00分

○議長（管野英美子君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年豊能町議会11月会議を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をいただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のままようお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは、11月会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員の皆様、こんにちは。

本日ここに、令和4年豊能町議会11月会議に当たりまして、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には平素からの御精励に対しまして敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます次第でございます。

霜降の時期を迎えまして、冬到来が一層濃くなってまいります。豊能町の誇る美しい自然でございますけれども、紅葉も色づき鮮やかになってまいりました。町民の皆様にはコロナ禍に当たりまして日常をまだまだ取り戻せていない状況でございますけれども、この美しいひとときを触れながら元気にお過ごしをいただければと願っております。

本日11月会議の提出案件は、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件並びに令和4年度豊能町一般会計補正予算（第

7回目）でございます。慎重に御審議を賜りまして、何とぞ御決定いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、11月会議の会議期間は本日1日といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番・高尾靖子議員及び12番・川上勲議員を指名いたします。

日程第2「第47号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

それでは、第47号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページから14ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、国において行われる、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正内容に準じ、一般職の職員の給与改定などを行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

まず第1条でございます。第23条第2項第1号では、勤勉手当の12月期の支給割合を100分の95から100分の105に、再任用職員の同支給割合を100分の45から100分の50にそれぞれ引き上げ、期末勤勉手当の年間支

給月数で申し上げますと4.3か月から4.4か月に、再任用職員につきましては2.25月から2.30月にするものでございます。

給料表では、別表第1、行政職給料表を引き上げ改定し、平均改定率を0.3%とするものでございます。また、別表第2、医療職給料表につきましても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げるものでございます。

次に、第2条でございますが、第9条第3項では55歳を超える職員の昇給について規定していますが、職員の定年年齢が65歳となることから、55歳を超える職員の昇給に係る規定を整備するものでございます。

また、第23条第2項第1号では、来年度以降6月期、12月期の勤勉手当の支給割合が均等になるよう改定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第1条の改正後の規定は令和4年4月1日から適用するもので、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより、本件に対する質疑を行います。  
中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。

この47号議案、給料表の改定及び期末・勤勉手当の改定となっておりますが、実際これが改定されることよっての影響額といえますか、それはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。  
仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

期末・勤勉手当、今回の勤勉手当の改正につきましては、一般会計で影響額が約600万円となっております。ちなみに給料表の改定につきましては、一般会計の影響額は約123万円となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。  
（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
第47号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。  
（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。  
よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3「第48号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。  
それでは、第48号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由について御説明申し上げます。  
お手元の補正予算書3ページを御覧ください。

令和4年度豊能町一般会計補正予算（第7回）でございます。  
第1条といたしまして、既定の歳入歳出

予算の総額にそれぞれ6,400万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,264万6,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

まず最初に歳出について御説明申し上げます。9ページを御覧ください。

款2・総務費、項3・戸籍住民基本台帳費、目1・戸籍住民基本台帳費の1. 人件費事業でございますが、マイナンバーカード交付事務に係る人件費を補正するものでございます。

同じく2. 戸籍事務等窓口業務事業でございますが、マイナンバーカード交付事務の増加に伴い、業務の効率化・円滑化を図るための整備に係る費用を補正するものでございます。

次に10ページを御覧ください。款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の15. 子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対し、18歳以下の高校生などの児童生徒1人につき3万5,000円を給付する子育て世帯臨時特別給付金に係る費用を補正するものでございます。なお、この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自の事業でございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。8ページを御覧ください。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節4・戸籍住民基本台帳費国庫補助金の2. マイナンバーカード交付事務費国庫補助金でございます

が、歳出のところで御説明申し上げましたマイナンバーカード交付事務に係る国庫補助金でございます。

目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉総務費国庫補助金の8. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金でございます。

以上、簡単ではございますが補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより、本件に対する質疑を行います。中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川でございます。

ただいま御説明のいただきました子育て世帯臨時特別給付金給付事業、これに關しまして質問をさせていただきます。まずこの18歳以下の子どもさんというふうなことの説明でございましたが、対象者の人数並びに所得制限を設けるのかどうなのか、その辺りの質問をさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

まず対象者の人数でございます。先ほど議員おっしゃっていただきましたように18歳までの方ということになってございまして、現在想定しておりますのは1,670名を想定してございます。それと所得制限につきましてですけれども、これにつきましては、今回のこの給付金につきましては所得制限を設けないということにしております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

今回のこの各18歳以下の方にはどのような形でお届けになるのか、その方法をお尋ねします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

今回この給付金をお配りしますスケジュールにつきましてでございます。まず基本になりますのは児童手当の受給をされている方の対象者の方、それと児童手当でも所得制限がかかって給付をされてない方、それと児童手当の範囲外の方、これは高校生になるかなと思うんですが、その三つのパターンがあると思っております。まず児童手当の方につきましては、これは基本的に今度の給付する時期、つまり1月になりますけれども、その給付に合わせて上乘せして給付することを考えてございます。それとあと所得制限がかかっておられる方、もしくはあと高校生の方につきましては、これは申請を私どものほうからいただくように案内を差し上げまして、年度内に全員が給付できるように考えてございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

そうすると児童手当を受けてる方っていうのはそのまま自動的に届くということで、ほかにそうじゃない方に関しては募集、一度、こういうふうな手当を支給しますので口座か何かを教えてくださいっていうふうな段階を踏まれるのかどうか。またそうい

った対象者は何人ぐらいいるかと、想定で結構ですが教えてください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします。

まず、おっしゃっていただきましたように児童手当を受給されている方につきましては私どものほうで把握してございますので、プッシュ式の方法をとらせていただくことにしてございます。所得制限にかかっていらっしゃる方、それともしくは高校生の方につきましては、私どものほうから、1月になると思うんですけれども、こちらのほうから御案内を差し上げる予定をしております。その後に申請をいただくことになりまして、その上で状況を把握した後に私どもから給付という形になると思います。それと対象者の人数なんですけれども、先ほど申し上げました、まず児童手当を受けていらっしゃる方につきましては、人数で見込みでございますが1,030名でございます。それとこの手当を受けていただく形で公務員の方についてはこれは直接という形になるんですが、この方が150名。それと先ほど言いました16歳から18歳の方が250名。大体あと所得制限のかかっている方、その残りになると思うんですが大体70名ぐらいを想定してございまして、合計、先ほど申し上げました1,670名になるということを考えてございます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

永並副議長。

○8番（永並 啓君）

子育て世帯臨時特別給付金給付事業の業



務委託料についての質問なんですけど、これは多分システム改修費かなと思うんですけど、今言われた人数で1,600名のうち1,000名近くはもう児童手当を受給されていると。残りその受給されていない16から18歳までの方へ250名何がしを選定、検索できるようにするために三百二十何万円のシステム改修費用がかかるという理解でいいのかっていうことをまずお聞きします。それと、この業務委託料ですからこのデータを外部にお願いすることになるんですけども、先日尼崎のほうではこのデータをUSBに持ち出して、そのカバンをどっかに置き忘れて日本をにぎわす大事件に発展してたわけなんですけど、こういったデータ流出がない対策ですね。そういったことはどういうふうに考えているのかお聞かせいただきたい。それと最後に、一応外部に委託をするわけですけども、それを最終的にそのシステムがきちんと稼働しているかということ結局は職員のほうでしないといけないと思うんですけど、そこら辺のチェックはどのような形でされるのかお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

お答えいたします前に、先ほどちょっと私のほうから児童手当の支給時期についてちょっと誤りございまして、1月と申し上げましたが2月定例支給の誤りでございました。申し訳ございません。

永並議員から御質問いただいております、まず委託業務についての300万円何がしのお金なんですけれども、これは先ほど額につきましては、いわゆる先ほど議員がおっしゃったような抽出に係ります作業全般でございます。二つ目の、尼崎市さんでああいう業務のときに外部にデータが流出

したという事件なんですけど、それも内部でお話を聞いている範囲では、委託業務の事業者につきまして再度注意を勧告しているということをお聞きしてございます。それと三つ目のチェックにつきましてですが、今回、当然抽出作業ございまして、データで恐らく納品されるということになるんですけども、そこの中でやはり全件はなかなか見ることはできないかもしれないんですけども、ポイントポイントでそれは照らし合わせということを作業として行う予定もしてございます。それとトータル件数については私どもも把握してございますので、まずトータル件数が出てきたデータと違うということであれば、それはまずどこかおかしいなというチェックにはなるかなと思いますので、その辺は入念にチェックをしまして正確に給付したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

永並議員。

○8番（永並 啓君）

1,600のうちの1,000件ぐらいがもう児童手当をもらってる方ということなんで、今回の抽出作業で要る部分はそこに当てはまらない、所得制限がかかってたりそれとか16から18歳の方の部分の抽出するためにシステム改修が必要なかなってところと考えているんですけど、そこが間違いないかの確認をしたいのが一つです。というのは、それであればなおさら数百人のための300万円ということなんですよね、システム改修ってというのは。そうなると、やはりこれわざわざシステムを変えてしたほうがいいのか、それとも手作業でできることではないのかってところがてんびんにかかってくるかと思うんですけど、そこら辺の比較検討というのはどういうふうに行われてい

るのか。というのは、やはりシステムというのは大人数の対象のことを抽出したりいろいろ検索するのでは効果が当然あると思うんですよ。何万人とか何十万人とかいうのであれば効果あるんですけど、豊能町のような何百人という単位のものであれば、わざわざそのシステムを改修する必要よりも、人を雇って手作業でやるっていう手も十分できる話かなと思うので、そこら辺というのがどういうふうに考えているのかというのをお聞かせいただきたい。それと尼崎の件でありますけど、これがこのシステム化のすごい問題なところではあるんですけども、資料であれば、紙であればこういう形で持っていくんで即分かるんですけど、今、USBというこんなちっちゃなUSBに全部入ってしまうわけですよ。持ち出そうと思って持ち出されても分からないわけですよ。そういったチェックの一つで、注意するだけだと僕はちょっと弱いかと思うてるんです。当然やってはいけませんよということはいえますけど、それでもやりはったわけですよ、尼崎の場合は。多分事前にそういう契約にはなってるはずですよ。でもそこら辺で、やはり指導するだけで本当に防げるのか。今は情報というものがお金になる時代ですから、やはりそこは物理的に監視できるような、例えばUSBにコピーをしたら毎回コピーしてるかどうかの記録を確認するとか、作業の確認をしてから退出してもらおうとか、何かそういう物理的な対策というものが必要になるかと思うんですけど、そういったところの検討はされているのかお聞かせください。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

まず1点目のシステムについての質問で

す。今回のこのシステム改修については、先ほど議員おっしゃったとおり、全体で1,670名のうち約1,000名が児童手当の対象者、残りの数百名分というところになりますが、その数百名分を確認するに当たっても、その方が先ほどの1,000名の児童手当の対象かどうかというのも含めてチェックをしなければいけないというところが1点ございます。そのシステムを使うのか、もしくは職員の手作業で行うのかというところにつきましては、非常に、この財政状況の厳しい中、難しいところではございますが、今回のこの事業につきましては、豊能町のいわゆる職員が通常業務に加えまして、この、今現在のコロナ禍における物価高の状況を鑑みまして新しく作業を行うものがございます。その職員に対する負担等と、あとそういった業務の正確性が本当に保たれるのかというところも考えまして、今回は業務委託料という選択を行った次第でございます。今後につきましては、この状況の中、本当に業務委託料をするのがいいのかどうかというのはこれまで以上に精査して考える必要があると考えております。最後の尼崎の状況に基づく、いわゆる個人情報保護、これを業者に徹底させる、どう徹底させるのかというのは非常に難しい問題でございます。今現在はもう業者に口酸っぱく言うほどきちっと、当然個人情報の管理については徹底しているところがございます。先ほど議員がおっしゃられたような、そういう物理的な方法というのも考えられるのかもしれませんが、現在はちょっとそのシステムの的にそれが、もちろん費用面のことも考えますと、どのような形になるのかというのは現在のところまだ検討しておりません。ただ、個人情報を守るといというのは、これはもう大切なことですので、今後どういう方法があるのかも含め

まして改めて検討していきたいと思います。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

多分システムの改修とかっていうのはこれから常に続いていくわけですよ。行政の中でも今回のシステム以外にも様々なシステムが入っています。何かあるたびにシステム改修費用として、やったら数十万で済む話じゃないんですよね。ちょっとした改修でも何百という単位で取られていきますから、そこら辺が果たして豊能町のような小さな規模の自治体においてどこまでぐらいのあれであれば改修を依頼するのがいいか、どこまでであれば人手でやったほうがいいのかということ、やはりこれは微妙なラインに豊能町はいると思うんですよ。ですからそこら辺をもっと、豊能町より人口が少ない自治体もたくさんあるわけですから、どのくらいの人口のところであればシステム改修してるよね、ここ以下だったらもう手作業でやっているとが多いよねっていうところのデータ、情報というものは常に把握しておく必要があると思うんで、そこら辺は一度、そういうのは総務省とかで分からないのかなと思うんですけど、そこら辺を一度調べておいていく必要が豊能町の中においてもあるのかな、必要なかなということをお願いしたいというところが1点と、あとUSBの持ち出しですね。やはりもう今、指導、指導と言ってますけども、尼崎の場合は指導してたにもかかわらずああいうことが起こった。よくよく調べてみると業務委託した会社がさらに業務委託してたというようなことも分かってきますから、やはりそういったところというのは言ったところで向こうは守る守らないというものはなかなか難しいところがあると思うんですよ。それはやはり個人情報

を扱う立場ですから、それを職員ではなく第三者の会社に委託するっていうのであれば、豊能町の中で物理的に何か見る。毎回コピーをしてるかどうかの確認ぐらいはしていくとか。何かそういうふうにしてフィルターをかけていく必要があるかなと思うので、そこら辺はもっと具体的に策を練っていかないと、何せお金になる時代ですから、そういうデータが。漏れました、すみませんって言いますが、漏れたらもう本当にどこからそういう情報を使われているかというのは、そこからの把握って絶対無理なんですよね。ですからそのをもっと慎重にやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（管野英美子君）

要望でよろしいですか。

○8番（永並 啓君）

はい、いいですよ。ごめんなさい。答弁一応もらって。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

1点目の、業務委託を選択するか職員が行うかっていう部分につきましては、情報等を集める重要性は認識しております。ただ、各市町村によって当然、職員数であるとか対象者数、その他事情がいろいろ変わってくるかと思しますので、なかなか一元的に決めるのは難しいかとは思いますが、今後についてはより一層精査する形で進めていきたいと思っております。尼崎に代表されるような個人情報の保護につきましては、非常に、先ほども申し上げましたが難しい問題でございます。システムにつきましても今現在そういうシステムがちょっと稼働しているのかどうか、そういった面の費用対効果、もちろん個人情報が万が一漏れた

場合のそういう被害というのはお金に変えることができないくらいかなり厳しい問題ですので、そういったところも含めまして今後どういう方法があるのかについて検討してまいりたいと思います。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第48号議案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、11月会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

11月会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。よって、11月会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

11月会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

令和4年豊能町議会11月会議の閉会に当たりまして御礼の御挨拶をさせていただきますと思います。

このたび提案をさせていただきました議案に関しまして、慎重に御審議を賜り御決定いただきまして誠にありがとうございます。御決定いただきました議案の執行に当たりましては厳正、公平に努めてまいります。

11月会議におきまして、議員の皆様から御意見を頂戴をいたしました。真摯に受け止め、今後もさらなる住民の皆様のQOL向上に向けまして生かしてまいりたいと思います。

昨日なんですけれども、豊能警察におきまして歳末警戒の発足式がございました。関係の団体の方々も参加し、交通、慌ただしくなりますので交通事故、そして年末でございますけれども、さらなる特殊詐欺、そういう部分も増えてくるということで、町民の皆さんの安心・安全のためにしっかりと対応するというような形で発足式がございました。年末に向けまして公私共々慌ただしくなってまいりますけれども、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行、ここに警戒をしていかなければなりませんし、皆様の健康にも留意をされますよう祈念申し上げます。今後とも議員の皆様には、そして町民の皆様にはどうぞ御支援を賜りますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（管野英美子君）

これをもって令和4年豊能町議会11月会議を閉じ、散会といたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時34分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

第47号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件

第48号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第7回）の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 11番

同 12番